

# 令和3年度中野区立みなみの小学校いじめ防止基本方針

中野区立みなみの小学校  
校長 吉羽茂

## 1 学校いじめ防止基本方針のねらい及び考え方

みなみの小学校に在籍する全ての児童が、安全にかつ健やかに学校生活を送れることを最大の目的とし、「いじめ防止基本方針」を策定することとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法 第2条 定義より）

この定義を全教職員が認識し、いじめ防止の対応を行っていく。

まず、最も重要なことは、「いじめ」を『未然防止』することだと考える。そのためには、児童一人一人が互いに認め合い、自分も他人も大切にし、温かい人間関係を築くことが重要である。そのような環境や雰囲気のもとで学校教育を行うことが出来るようにしていくことが第一である。

また、その一方で全教職員が、「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるもの。」という認識に立ち、児童の立場に立って、共感的に理解し『早期発見』『早期対応』を行う。その後は、保護者、地域、教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、『重大事態への対処』に基づいて、再発防止を含めた、児童の指導・心のケアまで行うこととする。

対応後、或いは年度末には、『検証及び改善』を行い校内組織や取り組みを見直していくこととする。

## 2 いじめ防止を行う校内組織

いじめ防止に取り組む校内組織を以下のように整え、学級担任等が個々に対応するだけでなく、組織的に対応していく。

◎学校いじめ対策委員会	校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学年担任、当該学年担当専科教員、心の相談員、スクールカウンセラー
○学校いじめ対策小委員会	生活指導主任、生活指導部教諭
○教育相談校内委員会	校長、副校長、養護教諭、生活指導主任、当該学年担任、該当学年専科教員、心の相談員、スクールカウンセラー
○特別支援教育校内委員会	校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、当該児童担任、特別支援教育コーディネーター主任、特別支援コーディネーター、特別支援教室専門員

## 3 具体的な取り組み計画

本校では、いじめ防止に対して以下のような具体的な取り組みを行う。

### ① 未然防止についての取り組み

児童が楽しく生活し、しっかりと学べる学校生活を送ることこそ、『未然防止』につながることだと考える。

- ・児童が安心して、安全に学校生活を送ることができる。
- ・規律がきちんと保たれている授業で、しっかりと学べる。
- ・自主的、主体的に学習や行事等に参加し、活躍できる。

そのために、日々の学習指導や生活指導は勿論のこと、以下のようなことも『未然防止』につながることと意識して、取り組んでいく。

取り組み	時期	内容
みなみのスタンダード	通年	児童の校内生活を規律あるものとし、安全な生活を送ることができるようにするため、みなみの小学校として身に付ける学習規律や生活規律を教職員・児童・保護者が共通理解する。
あいさつ運動 (小中連携あいさつ強化週間)	4月・10月・1月	気持ちのよい挨拶ができる児童を育てるために、長期休業明けなどに、児童や教員が校門に立ち、挨拶運動を行う。また、南中野中学校とも連携し、中学生と一緒に挨拶運動を行う。
個人目標カード (キャリアパスポート)	通年	自分の目標に向かって努力することで自己肯定感を高める。そのために前期にめあてを設定し、前期と後期にそれぞれ振り返りを行い、振り返りカードに記入する。
日直による校内巡視	通年（朝・中休み・放課後）	児童を危険から守り、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、朝の登校時や中休み、放課後に安全に登校できているか、校内に異常がないかを日直が校内を必ず巡視する。
ふれあい月間における全校朝会での注意喚起	6月、11月、2月	全校児童のいじめに対する意識を高めるために、校長講話や週番の教員の話の中でいじめについて取り上げる。
学校生活アンケート	5月、9月、12月、3月	児童の学校生活の満足度や自己肯定感を把握するために、学校生活アンケートを行う。問題のあった児童については、個別に対応して話を聞き、解決できるようにする。
道徳の授業	通年	全学年共通の重点項目を、「相互理解、寛容」、「親切、思いやり」、「よりよい学校生活、集団生活の充実」とし、「広い心で自分と異なる意見や立場を尊重し、相手の立場に立って受け止める心」を育成するための授業を各学級で行う。
教師の授業力向上（OJT）	通年	すべての児童が学力を向上させることは、自己肯定感を高め、いじめを防ぐことにつながる。そのため日頃から教員同士が互いの授業を観察したり、校内研究において協議会に参加したり、月1回のOJT研修を行ったりしながら授業改善を行い、児童の授業力向上に努める。
生活指導夕会での情報共有	毎週金曜日	各学年からの情報を全員で共有し、学校全体で課題に取り組む体制を確立するために、生活指導夕会で情報交換を行い、共有する。
生活指導全体会	年2回	全教職員で児童を育てるために、生活指導全体会で全学年児童の情報共有を図る。
情報安全教室	通年	情報モラルを身に付け、ネット社会の危険から身を守る意識を高めるために、情報安全教室を行う。また、セーフティー教室では携帯電話会社制作のDVDを活用し、ネットモラルやネットの危険性などを学ぶ機会とする。
特別活動の充実	通年	児童の自己有用感を高め、生き生きとした児童を育てるために、特別活動の充実を図る。縦割り班活動では「縦割り遊び」や「縦割り清掃」を行い、異学年での交流を充実させる。
SC、心の相談員、特別支援教室専門員の日常的な活用	毎週火、水曜日、	児童がいつでも相談や話ができるように、SCや心の相談員、特別支援教室支援員の日常的な活用を図る。

## ② 早期発見についての取り組み

いじめを早期に発見し、的確な指導をするために、以下のような取り組みを行う。また、迅速な対応をし、当該児童が深い心の傷を負わないようにする。また、同時に加害児童の対応や学級等の集団への指導もを行い、再発防止に努める。

取り組み	時期	内容
いじめアンケート調査と聞き取り	6月、11月、2月 (区共通) 5月、9月、12月、3月 (学校生活アンケート)	いじめや問題行動の早期発見と把握をするために、アンケート調査を実施し、児童の状況を確認する。また、必要があれば児童に聞き取りを行い、指導する。
個別面談	ふれあい月間 (6月・11月・2月) 休み時間等に数名ずつ行う。	いじめや問題行動の早期発見と把握をするために、担任が、1人1~2分で全児童と面談を行い、気になる様子がないか確認する。必要があれば当該児童に指導したり、時間をとってゆっくり話を聞いたりする。
5年生児童とスクールカウンセラー(SC)との個別面談	5月~6月中旬	5年生児童全員とSCとの個別面談を5月から6月中旬に行う。
保護者との連携	随時	児童の様子がおかしいと感じたり、問題が生じたりした時に、早めの連絡をしてもらえるように、日常的に情報交換ができる関係づくりをする。また、家庭での児童の様子を把握するために、7月に保護者と個人面談を行う。
学校いじめ対策委員会による継続観察や継続指導	必要に応じて	いじめの兆候を見付けたら、学級担任だけで対応するのではなく、すぐに学校いじめ対策委員会を開催し、組織的に指導を行う体制を作る。

## ③ 早期対応についての取り組み

いじめを発見した場合、一刻も早く対応する。まず、当該児童だけでなく、周囲からもあらゆる情報を収集し、状況把握を行う。そのために、「学校いじめ対策委員会」を立ち上げ、解決・解消に向けて組織的に対応していく。

取り組み	時期	内容
学校いじめ防止対策委員会を中心とした組織的な対応 (学校いじめ対策小委員会)	随時	いじめや問題行動への早期対応を行うために、必要に応じて学校いじめ対策委員会を開催し、問題行動への対策・指導を行う。また、生活指導部会では毎月気になる児童の情報交換を行う。(学校いじめ対策小委員会)
全教職員での情報共有と対応策の検討	生活指導夕会等	いじめや問題行動への対応について、全教職員が共通理解し、今後の対応にあたる。
SC、心の相談員、特別支援教室専門員による心のケア	随時	いじめや問題行動等があった時に、当該児童の心のケアをするために、SCや心の相談員によるケアを行う。また、学級集団やかかわりのあった児童に対しても心のケアに努める。
保護者との連携	随時	学校側が把握した情報を元に、保護者に説明をする。児童の様子をできる限り見守っていただき、ご家庭で可能な対応をしてもらえるようご理解・ご協力いただけるようにする。 また、関係した児童の保護者に対しても、説明をして、今後の対応についてご理解・ご協力いただけるようにする。

#### ④ 重大事態への対応

早期対応後も、継続して児童の様子を見ていき、状況を把握し、再発防止に努める。万一、なかなか収拾がつかない場合は、すみやかに他の諸機関との連携を進め、一日でも早い解決へつながるように取り組む。

取り組み	時期	内容
教育委員会との連携	必要に応じて	いじめにより、児童に重大な被害が生じた場合や、30日以上の欠席が続く場合は教育委員会に報告し、あらためて調査を行い、実態を把握する。
関係諸機関との連携	必要に応じて	児童にとって、的確な関係諸機関を選び、必要に応じて中野区子ども家庭支援センター、教育相談室、適応指導教室、警察、児童相談所等との連携を図る。
臨時保護者会等による説明	必要に応じて	いじめを受けた児童の所属する学年に、事実関係や今後の対応について話をする。また、その保護者に対しても指導の経緯について丁寧に説明をする。いじめを受けた児童や保護者の気持ちに寄り添い、状況に応じて説明会を実施する。

### 4 検証及び改善

いじめを発見して対応した後や、年度末に、『検証及び改善』を行い、校内組織や取り組みを見直していく。校内だけでなく、保護者にも「学校評価」等を通じて学校の取り組みに対して評価をしてもらう。その結果を真摯に受け止め、次年度の取り組みにつなげる。

保護者への学校評価アンケート	12月～1月	アンケートを実施し、学校教育に対する保護者の意見を聞く。いただいた意見を真摯に受け止め、よりよい教育活動ができるように、次年度の活動に生かす。
児童による「学校生活に関するアンケート」の数値化と検証	5月～3月	児童が感じていることを教職員が知り、よりよい教育活動ができるように、アンケートを実施し、その後の活動に生かす。
学校評価	12月～1月	1年間の教育活動を教職員自身が振り返り、次年度に向けて改善策を話し合う。

### 5 おわりに

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校の取り組みを確実に行い、児童が毎日楽しく学校に通い、安心・安全に過ごせるようにしていく。一人一人の児童が「自分も大事。友達も大事。」ということを行動に移し、温かい、居心地の良い学級・学校としていくことが、「いじめ0」となる。まずは、『未然防止』の取り組みを着実に行っていく。

「いじめ」は、児童の心身を深く傷つけ、その将来に向ても大きな影を落とす。また、万一発見された場合は、「絶対にいじめは許さない。」という教職員の姿勢を示し、毅然とした態度で対応していく。